

国立大学附置研究所長会議臨時会議概要

2002. 6. 17. 午後2～4時
虎ノ門ホール（東京）

1 吉川学術機関課長説明

- ・ 平成16年度から「省令上」のセンターはなくなり、すべて学内措置、大学の判断で設置するセンターになり、その意味で国が経費を積算する根拠は弱くなる。
- ・ 文部科学省としては、16年度以降も必要な経費を確保したい、確保すると言っているが、これは希望であって、財務省との関係で言質が取れているわけではない。
- ・ 附置研究所について「再定義」するが、根本的に研究所の定義を変えるわけではない。
- ・ ただ、規模から見ても役割から見ても研究所とセンターの差異が曖昧になってきている。
- ・ このような状況の中で、研究所とは何かを改めて考え、再定義し、国がきちんと面倒を見るようにしたい。
- ・ 研究所とセンターは固定せず、たえず入れ変わる可能性があるようにしたい。審議会という公正な機関で選定を行いたい。
- ・ 法人化に当たって「現状固定型」で積算を認めるかどうか。いずれ「標準モデル」化すべきと思うが、そもそもモデルを作るべきかとの考えもある。例えば「30人規模」「50人規模」の研究所とはどういうものなのか。今検討している案は、やや現状に引きずられている案であり、未来永劫これでと言うわけではない。
- ・ センターについては、省令上の根拠が失われ、お金を取る基盤がとりあえずなくなってしまう。とりあえず必要な金は来るだろうが・・・。
- ・ 大学の判断で自由にセンターを作ることができるという自由と、国がその経費を積算しなければならぬということとの矛盾がある。大学に「一定の自由な枠」を与えることが肝要である。研究組織を大学の自由な判断で改廃できるようにするための制度を考えている。
- ・ いずれにしても、大学の不安をおおる気は毛頭なく、一緒に制度を組み立てていきたい。大学執行部にもよく今日の趣旨を伝えてほしい。

2 小山学術機関課長補佐説明

- ・ 法人化を契機に、教職員の定員管理は経費を通じて行うことになる。
- ・ また、教育研究組織の設置改廃は、予算の範囲内で大学が自由かつ随時できるようになる。